

## 横須賀市立福祉援護センター指定管理業務に係る個人情報の保護に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、横須賀市の個人情報保護条例の趣旨にのっとり、社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団（以下「管理者」という。）が行う横須賀市立福祉援護センターの指定管理業務における個人に関する情報の取扱いについての基本的事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 個人情報の保管等 管理業務に関する個人情報の収集、保管及び利用をいう。

### (管理者の責務)

第3条 管理者は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、管理業務における個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者の職員は、管理業務に関して職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (基本的制限)

第4条 管理者は、個人情報の保管等を行うときは、個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、その取扱目的の達成のため必要な範囲内で行わなければならない。

- 2 管理者は、管理業務に関し個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。
- 3 管理者は、次に掲げる事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又は横須賀市の意見を聴いたうえで、正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教

- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となるおそれのあるもの  
(収集の制限)

第5条 管理者は、管理業務に関し個人情報収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めて収集するとき。
- (5) 横須賀市から管理業務に関して提供を受けて収集するとき。
- (6) 横須賀市の意見を聴いたうえで、本人から収集することにより管理業務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当の理由があることを管理者が認めて収集するとき。

2 管理者は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及びその目的について、本人が容易に知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 管理者は、取扱目的の範囲を超えて個人情報を利用（以下「目的外利用」という。）し、又は第三者に個人情報を提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 横須賀市の意見を聴いたうえで、正当な事務又は事業の実施のため必要があると管理者が認めるとき。

2 管理者は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）したときは、その旨及びその目的について、本人が容易に知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

（適正な維持管理）

第7条 管理者は、個人情報の保管等をするときは、その保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

（1）個人情報を正確かつ最新なものとすること。

（2）個人情報の改ざん、滅失、漏えいその他の事故を未然に防止すること。

（3）必要でなくなった個人情報を速やかに廃棄又は消去すること。

2 管理者は、前項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めなければならない。

（委託の制限）

第8条 管理者は、横須賀市が承諾した場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。

2 管理者は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、当該契約において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の収集等の事務の明示）

第9条 管理者は、管理業務に関して個人情報の収集等を行う事務を横須賀市立福祉援護センターの個人情報取扱事務整理票（第1号様式）により取りまとめ、その内容を本人が容易に知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

（開示の申出）

第10条 何人も、この基準の定めるところにより、管理者に対し、管理者が管理業務に関して保有する自己の個人情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示申出をすることにつき本人が委任した代理人は、本人に代わって開示申出をすることができる。

3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示申出をすることができる。

（1）死者の法定代理人であった者

- (2) 相続人
- (3) 死者の配偶者等であった者
- (4) 開示申出をすることにつき第1号から第3号までに規定する者が委任した代理人

4 管理者は、開示申出があったときは、次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）を除き、当該開示申出に係る個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）以外の個人を本人とする個人情報又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

- イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

- ウ 公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報

- エ 職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報（当該職員の氏名に係る部分を開示することにより、当該職員の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあつては、当該部分を除く。）

- オ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- (2) 法人その他の団体のうち横須賀市その他の行政機関（以下「市等」という。）を除いたもの（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (3) 管理者内部又は管理者と市等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

- (4) 管理者又は市等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示する

ことにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされている情報

(6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保に著しい支障が生ずるおそれのある情報

(7) 未成年者の法定代理人から開示申出がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第11条 管理者は、開示申出に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(裁量的開示)

第12条 管理者は、開示申出に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第13条 管理者は、開示申出に対し、当該申出に係る個人情報の存否を回答することが、不開示情報を開示したときと同様の意味合いとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにせずに、当該申出を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第14条 開示申出に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、管理者は、申出に対する回答をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、口頭又は文書により当該情報の開示に対する意見の照会を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により意見の照会を受けた第三者が文書により当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を示した場合において、開示するときには、当該第三者に開示する旨を文書により通知したうえで、当該開示をすることとした日から開示を実施する日まで14日以上期間を設けるものとする。

(訂正申出)

第15条 何人も、自己を本人とする個人情報の記録について事実誤りがあ

ると認めるときは、管理者に対して当該記録の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を申し出る（以下「訂正申出」という。）ことができる。

2 前項の対象となる情報は、開示の回答に基づき開示を受けた個人情報に限る。ただし、第21条に規定する場合においては、当該手続きの実施を受けた個人情報に限る。

3 第10条第2項及び第3項の規定は、訂正申出について準用する。  
（利用停止申出）

第16条 何人も、自己を本人とする個人情報に違法に又はこの基準に違反して利用され、又は提供されていると思料するときは、管理者に対して当該個人情報の利用の停止、消去又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）を申し出る（以下「利用停止申出」という。）ことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、利用停止申出について準用する。  
（申出の手続き）

第17条 開示申出、訂正申出又は利用停止申出（以下「開示申出等」という。）をする者（以下「申出者」という。）は、管理者に個人情報開示等申出書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 訂正申出をする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証する書類を提示又は提出しなければならない。

3 申出者は、管理者に対して本人又は第10条第2項に規定する者若しくは第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を提示又は提出しなければならない。

（申出に対する回答等）

第18条 管理者は、開示申出等があったときは、当該申出があった日から起算して15日以内に、個人情報開示申出等諾否回答書（第3号様式）により申出者に当該申出に対する諾否の回答をしなければならない。

2 管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に定める期間内に回答をすることができないときは、当該申出があった日から起算して60日以内に回答するよう努めるものとする。この場合において、管理者は、開示等諾否回答期間延長通知書（第4号様式）により、理由を付してその旨を申出者に通知するものとする。

3 管理者は、開示申出等に対する回答に関して必要があると認めるときは、横須賀市に意見を聴くことができる。

4 管理者は、開示申出に係る個人情報が市等から取得したものであるとき

は、当該市等と協議するものとする。

(開示等の実施)

第19条 個人情報の開示は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については印刷物として出力したものの閲覧又はその写しの交付により行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する方法により個人情報を開示する場合において、当該個人情報を記録した文書、図画等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該文書、図画等を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示することができる。

3 管理者は、個人情報の開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認しなければならない。

4 管理者は、訂正申出について、訂正する旨の回答をしたときは、速やかに当該個人情報を訂正しなければならない。

5 管理者は、利用停止申出があった場合において、当該申出に理由があると認めるときは、管理業務における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該申出に係る個人情報の利用停止をしなければならない。

(費用負担)

第20条 前条第1項及び第2項に規定する方法のうち写しの交付に係る作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とする。

2 前項の費用は、横須賀市立福祉援護センター指定管理者業務に係る情報の公開に関する基準の別表を準用する。

(他の法令等との調整)

第21条 他の法令等の規定により、この基準に規定する方法と同一の方法による個人情報の開示等の手続きが定められているときにおける個人情報の開示等については、この基準を適用しない。

(異議の申出等)

第22条 申出者は、開示申出等に対する回答の内容について不服があるときは、管理者に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 異議申出は、開示等諾否回答書を受けた日の翌日から起算して30日以内に行なければならない。

3 異議申出があった場合には、管理者は、横須賀市に意見を聴いたうえで、当該異議申出の対象となった開示申出等に対する回答について再度検討し、当該異議申出に対する回答を書面により行うものとする。

4 前項の回答を行う場合において、第三者の情報を開示するときは、第14条第2項の規定を準用する。

(苦情の処理)

第23条 管理者は、個人情報の本人から、当該個人情報の保管等について苦情の申出があったときは、横須賀市に対し助言を求めたうえで、適切かつ迅速な処理にあたらなければならない。

(助言)

第24条 管理者は、個人情報の保管等について、必要に応じて横須賀市に対し助言を求めるものとする。

(運用状況の報告)

第25条 管理者は、毎年4月30日までに、この基準の前年度の運用の状況について、横須賀市に報告するものとする。

(その他の事項)

第26条 この基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 第10条から第22条までの規定は、平成18年3月31日以前に横須賀市の個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報であった個人情報の開示申出等については、適用しない。